

様式第4号(第5条関係)

一般廃棄物収集運搬(処分)業許可証

中央市指令第5-11号

住 所 甲府市和戸町1219番地4
氏 名 株式会社 山梨クリーンサービス
代表取締役 功刀 鉄也

令和5年5月26日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

廃棄物の種類	一般廃棄物(事業系ごみ)
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
営業区域	中央市全域
許可期間	令和5年7月3日から令和7年7月2日まで (2023年) (2025年)
許可車両	塵芥車(山梨800す3163、山梨800す4302) 脱着装置付コンテナ専用車(山梨400そ1121、山梨100す2438)
許可条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに施行規則の定めるところにより処理すること。 (2) 中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則の規定を遵守すること。 (3) 収集運搬時に苦情が発生しないよう、設備・安全管理には十分配慮すること。 (4) 合併前の玉穂町又は田富町の区域から排出される一般廃棄物については、中巨摩地区広域事務組合清掃センター及び中巨摩地区広域事務組合衛生センターに、合併前の豊富村の区域から排出される一般廃棄物について、可燃物は豊富地区可燃ごみ積替え施設に、不燃物は市が指定する収集運搬業者にそれぞれ搬入すること。ただし、資源化等を目的に他の施設へ搬入する場合は、この限りでない。 (5) (4)に規定する各施設の運営に当たっては、全面的に協力すること。

令和5年6月5日

中央市長 望月 智

